

水産庁委託事業

令和 3 年度 シラスウナギのトレーサビリティ手法確立事業 報告書

令和 4 年 3 月 1 8 日
一般社団法人全日本持続的養鰻機構
国立大学法人東京海洋大学
愛知県
高知県
宮崎県
千葉県(協力機関)

1 事業目的

我が国におけるシラスウナギの採捕量は、昭和 50 年代後半以降、低水準かつ減少傾向となっている。このため、水産庁では、ウナギの資源管理対策として、平成 26 年 9 月、同じ資源を利用する日本、中国、韓国、台湾の4カ国・地域で、シラスウナギの池入数量の制限に取り組むことを決定し、平成 27 年 6 月から、シラスウナギの池入数量管理を主な規制内容とするウナギ養殖業の許可制としたが、採捕者の過少報告や無許可の密漁等により、ウナギ養殖業許可者(以下「養鰻業者」という)の池入数量の合計値と都府県のシラスウナギ採捕量の合計値とシラスウナギの輸入数量の差異が生じており、この差異が未報告のシラスウナギであり、不透明な流通実態であるとされている。

本事業では、養鰻業が営まれ、かつシラスウナギを採捕している地区をモデル地区として選定し、モデル地区における流通実態を把握するとともに、学識経験者、養鰻業関係者、シラスウナギ採捕業者、流通業者及び関係県行政等をシラスウナギ採捕制度、ウナギ養殖業許可制度及びシラスウナギ採捕・流通・養鰻業とその流通実態に精通した委員として総合検討会及び実証手法等地域検討会及を組織し、我が国の流通実態に即したシラスウナギのトレーサビリティ手法を確立することを目的として平成30年度から令和2年度までの三カ年計画で取り組むこととした。

事業最終年度の令和2年度は、シラスウナギの現物と採捕量等の情報の紐づけが確実に実施できる集荷業者から養鰻業者への流通において実証試験を行い、結果の検証を踏まえた上で、シラスウナギのトレーサビリティ手法を確立することとした。

(1)年間スケジュール

	スケジュール											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
モデル地区検討会	地区検討会(7月～11月) 実証試験(12月～2月)											
総合検討会	総合検討会(7月) 総合検討会(2月)											

(2)総合検討会委員

	所属・役職	氏名
座長	国立大学法人東京海洋大学副学長	舞田正志
委員	一般社団法人全日本持続的養鰻機構副会長	山本浩二
	愛知県農業水産局水産課課長補佐	堀木清貴
	愛知県農業水産局水産課主任	市来亮祐
	高知県養鰻生産者協議会副会長	川村寛二
	高知県水産振興部漁業管理課主幹	谷口正雄
	一般財団法人宮崎県内水面振興センター専務理事	林田秀一
	宮崎県農政水産部漁業管理課主任主事	西牟田俊也
	一般社団法人日本シラスウナギ取扱者協議会理事	外山隆寛

(敬称略・順不同)

(3)事業の流れ

- ① 第1回総合検討会
- ② モデル地区の検討、実証試験
- ③ 第2回総合検討会

2 事業概要

(1)第1回総合検討会の開催

- ・日 時:令和3年7月 19 日(月)13:30~16:00
- ・形 式:ハイブリッド方式(会場及び Web 方式)
- ・出席者:検討会委員 11 名(所属・氏名省略)

事業委託元	吉川千景	水産庁増殖推進部裁培養殖課課長補佐
事業委託先	大森仁史	一般社団法人全日本持続的養鰻機構会長
オブザーバー	石川晋治	一色うなぎ漁業協同組合参事
	渡辺哲久	一色うなぎ漁業協同組合課長
事務局	菊川裕基	一般社団法人全日本持続的養鰻機構

・会議目的

R2年度事業のキックオフミーティングとして、シラスウナギ漁期中(12月から翌年2月)に、各地区で採捕から販売・池入れまでに至る流通過程において、ワンステップフォワード、ワンステップバックの原則に従い、シラスウナギのトレーサビリティが統一的な考えで実証を行うため、検討会委員が、

(ア) 実証事業マニュアルに相当する「シラスウナギトレーサビリティシステム実証試験説明資料」(別添1ー1。R2年度事業成果。以下「実証マニュアル」という)

(イ) 総合検討会・モデル地区の検討・実証試験のロードマップを示した「R3年度シラスウナギトレーサビリティシステム実証事業計画」(別添1ー2。以下「実証事業計画」という。)

をそれぞれ意見交換し、実施計画・手順を最終化することを目的として開催された。

・議 題

① 実証試験説明資料について

- 座長が、マニュアル案に従い、次のことを説明の上、本マニュアル案は R2年度事業の成果を踏まえたものであり、モデル地区の事業実施者(行政・組合)が各地区参加者に対して十分な理解が進むことを念頭にしており、これら観点から、検討会委員の意見を聴取の上、最終化し実証試験に取り組みたいと発言した。
 - (a) トレーサビリティ構築の目的(シラスウナギ流通においてトレーサビリティ構築に至った背景や解決課題)
 - (b) トレーサビリティシステム構築の基本方針(ワンステップバック、ワンステップフォワードからなるチェーントレーサビリティをシラスウナギ流通に導入するためロット管理を原則とした手法とすること)
- 座長の説明に対し、検討会委員より、ロット番号の作成ルールをどのようにしたらよいかと質問があった。座長は、ロット番号を構成する「集荷業者コード」については各モデル地区において、モデル地区の事務局(県行政)が、現地事情を踏まえて番号を割り振りすること、各モデル地区の集荷業者コードを決定次第、事務局に伝達することにより、情報共有を進めたい旨説明があった。

② 本年度の事業計画について

- 事務局が、実証事業計画案に基づき、本年度が事業の最終年度にあたるため、各モデル地区における実証試験は遅くとも 2 月までに終了し、その結果を速やかにまとめ、第2回総合検討会において討議・総括し、成果をまとめるべくスケジュールリングを行った旨を説明した。

③ 各県の実証試験の計画について

- 実証事業を予定する愛知県、高知県及び宮崎県の各県行政が当該県を代表し、実証事業の計画（愛知県資料：別添1－3、高知県資料：別添1－4及び宮崎県資料：別添1－5）を説明し、マニュアル案と整合的かどうかについて質疑応答を通じ、確認を行った。

（主な質疑応答）

- 様式1－1「シラスウナギ集荷記録」の記入方法について
 - ✓ 採捕者から養鰻業者へシラスウナギと集荷記録を譲渡する場合、指定集荷人及び問屋を経由する場合、誰がどのように譲渡すれば手続きが充足するかとの質問があり、座長は、ワンステップフォワード・ワンステップバックの原則に照らし、一つ前と一つ後のそれぞれの当事者で譲渡記録する旨の回答があった。
 - ✓ 集荷後の重量増減（自然死亡、計量時の水量変化等）が生じることが想定されるため、どのように補正をしたらよいか質問があり、座長は最初の計量時に平均体重を記録し、尾数換算を記録し、取引毎にこの尾数変化の程度を考慮すれば良いとあったが、本質問については結論が得られなかった。
- 集荷記録の開始場所について
 - ✓ 座長から、トレーサビリティの開始地点を採捕者から実施できないかとの質問があり、各県で採捕者の数は異なるものの、数百単位で存在する中では、集荷人等により数量をまとめる者から開始しないと作業だけが膨大になるため、少なくとも本事業のトレーサビリティで対象とすることは難しいとあり、指定した採捕組合又は、集荷人を開始の対象として実証事業をすることが確認された。宮崎県においては採捕者が 700 名以上いるため個人の識別は数が多く難しいと返答した。

④ 総合討論

- 水産庁から、水産流通適正化法（以下「適正化法」という）と同法の対象とする魚種や具体的な仕組みを検討する水産流通適正化制度検討会議（以下「検討会議」という）の検討状況について情報提供をするとともに、委員質問事項であった、次の点について説明を行った。

（a）本事業と適正化法との関係について

- ✓ 検討会議の議論は現時点で本事業と直接関係するものではないため、同検討会が示す方法に沿ってこの委託事業を進める必要はない。
- ✓ 業界・行政機関等利害関係者にとって、本事業を通じてシラスウナギの流通透明化・適正化に取り組むことは適正化法の対象になるかならないかに関わらず重要である。

（b）本事業における千葉県の位置づけについて

- ✓ 千葉県は他の3地区と比較し、養鰻業が盛んではないものの、国内有数の採捕県であって未報告のシラスウナギが少ないと言われており、この取組みを実施する上で適切なアドバイスができると考えている。

(2)モデル地区の検討、実証試験の実施

- 各モデル地区は次の方法で実証事業を実施した。地域検討会を開催した。

地区名	会議の開催	計画概要
愛知県	4回開催 (12月及び2月)	取組の流れ： 愛知県取組イメージ(別添2) 実施時期： 令和3年12月～令和4年3月 実施規模 指定集荷人(数名程度)から開始し、この指定集荷人の出荷先の問屋、養鰻業者とする。
高知県	1回開催(12月)	取組の流れ： 高知県取組イメージ(別添3) 実施時期： 令和3年12月～令和4年3月 実施規模 集荷業者(3～4)から高知県流通センター、県内全養鰻業とする。
宮崎県	1回開催(10月)	取組の流れ： 宮崎県実証試験のフロー図(別添4) 事業実施： 令和3年12月～令和4年1月 実施規模 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づき、採捕組合から開始し、その取引先の指定集荷人、養鰻業者とする。

会議開催実績が少ないのは、新型コロナウイルス感染症対策のため会議開催がむずかしかったため。

(3)第2回総合検討会の開催

- ・日時:令和4年2月7日(月)13:30～16:00
- ・形式:ハイブリッド方式(会場及びWeb方式)
- ・出席者:検討会委員 11名(所属・氏名省略)
 - 事業委託元 柿沼忠秋 水産庁増殖推進部裁培養殖課内水面漁業振興室長
 - 中井 忍 水産庁増殖推進部裁培養殖課課長補佐
 - 友西貴也 水産庁増殖推進部裁培養殖課内水面企画係長
 - 事業委託先 大森仁史 一般社団法人全日本持続的養鰻機構会長
 - オブザーバー 石川晋治 一色うなぎ漁業協同組合参事
 - 渡辺哲久 一色うなぎ漁業協同組合課長
 - 清水孝之 一般社団法人日本シラスウナギ取扱者協議会事務局長
 - 事務局 井村悦子 一般社団法人全日本持続的養鰻機構

・会議目的

R2年度事業を総括するミーティングとして、モデル地区の実証・検討結果を検討委員会で共有し、本年度の成果をまとめることを目的として開催した。

・議題

① モデル地区の実証結果の共有・討議

- 座長が、次の点を共有し討議したい旨発言した。
 - (a) 各地区のシラスウナギを追跡する仕組みが追跡可能なトレーサビリティシステムになっているかいなか。
 - (b) 今後の改善点は何か。
- 愛知県委員から、漁期当初のシラスウナギが採捕出来ず、2 月末まで実証試験を延長して実施。指定集荷人は 2 地区 7 軒(愛知県の約 2 / 3) が参加した。第2回検討会開催時点では、実証試験が完了しておらず、特に実施に問題はない。採捕量・池入量が増加すると記録の作成・譲渡を速やかに実施することが難しくなる可能性もある。
- 高知県委員から、採捕者のシラスウナギを現場でとりまとめる現場責任者(30 の県内指定集荷人の下で集荷する約 100 名程度)から開始した。現在も実施中である。
- 宮崎県委員から、マニュアル案で示された集荷記録にロットごとの全採捕者の個別番号(内訳)を記載することとしていたが、膨大な事務量で実施困難と判断し見送った。県条例に基づく流通システムでの追跡はできたが、体制を再構築する必要があると考えている。

② 総合討議

- 座長から、本漁期はシラスウナギの来遊が例年と比較し大幅に遅延したため実証試験が予定通り出来なかったことは致し方ないが、昨漁期のデータをもとにシミュレーションは可能かどうか質問したところ、各県委員から、実際の作業現場で照らし合わせることで実証の鍵となり現実的に実施できない旨応答された。
- 座長から、モデル地区はマニュアル案を基本としつつ、現場の実情に応じてアレンジを加えながら実施し、今回報告の範囲では実証不成立がなかった。このことを踏まえると、シラスウナギのトレーサビリティは取引のロット毎に追跡するロット管理(ロットの作成ルール、譲渡時の証明方法等)によるトレーサビリティシステムを構築することが有効であり、この方法はプロトタイプとして採用して良いのではないかという発言に対し異議はなかった。
- モデル地区からは採捕者からトレーサビリティを開始することは、その膨大な数から事務的に難しく、現場責任者や集荷人から開始しなければシラスウナギ流通の実態を踏まえると現実的ではないとの発言に対し、座長は採捕者までトレースバックするには各地区の実態に合わせるようになるが、確実に採捕者から入手したと確認できることが流通適正化のためには重要な要素であると発言した。
- 多くの委員から、シラスウナギの平均重量の設定等の流通量を換算する技術的事項を整理する必要があると発言し検討課題として確認された。
- 座長から、総合検討会は今回で終了し、必要に応じて各委員と個別協議をしながら総括報告書を作成する旨発言した。

3 事業総括の概要(詳細は別紙「シラスウナギトレーサビリティシステム実証試験総括」を参照)

- 本事業を通じ、次の方針・内容から構成されるトレーサビリティシステムマニュアルのプロトタイプを作成した。
 - (a) シラスウナギ流通の各段階で実施する手順は、一步前の業者からシラスウナギの譲渡を受ける際に行うべき作業と一步後の業者へ譲渡する際に行うべき作業を明確化
 - (b) 各段階での情報をチェーントレーサビリティとして、養鰻業者が受け入れたシラスウナギの流通経路を採捕業者まで遡及可能とするための手法を定めること

- モデル地区での実証に当たり、マニュアルで示したトレーサビリティシステムは各県のシラスウナギ流通の実態を考慮し、上記基本方針を逸脱しない範囲で次の改編がなされた上で実施された。これらの改編はシラスウナギを各段階で追跡するために必要な情報は記録されている。

(a) ロット番号を付与できる事業者を各県の流通実態に合わせ指定すること

(b) 記録の簡素化、発行する証明書の記載・発行方法

(c) 既存流通段階での記録方法に基づきロット番号、譲渡番号を伝達する手法の採用

(1) ロット管理のあり方

- 採捕業者の採捕の度にロットとして管理することは、その数が膨大になることから実施不可能であることが実証された。シラスウナギを集荷し一定数量に達した段階でロット番号を付与し、これ以降の流通されるシラスウナギをロットとして管理する方式は問題ないとする。
- シラスウナギの採捕に関する情報をどこまで遡及可能なシステムとするか、管理上どのような情報が遡及できればよいか更に議論を深めロット管理のあり方を定めることが重要であり、記録の作成方法の整理・簡素化につながる。

(2) 追跡可能性の検証

- R4年漁期はシラスウナギの採捕量が例年と比較し少なく十分なサンプル量で実証はできなかったが、高知県、宮崎県での実証試験は養鰻業者から、本トレーサビリティシステムで管理されるロット作成者まで遡及可能であることが実証された。特に比較的流通がシンプルな高知県では現場責任者が採捕者の内訳も含め把握されており採捕業者まで遡及できることを実証した。宮崎県では県条例の仕組みのもとでは、採捕者の内訳までは確認できないが、採捕者のトータルの採捕量は確認できる。

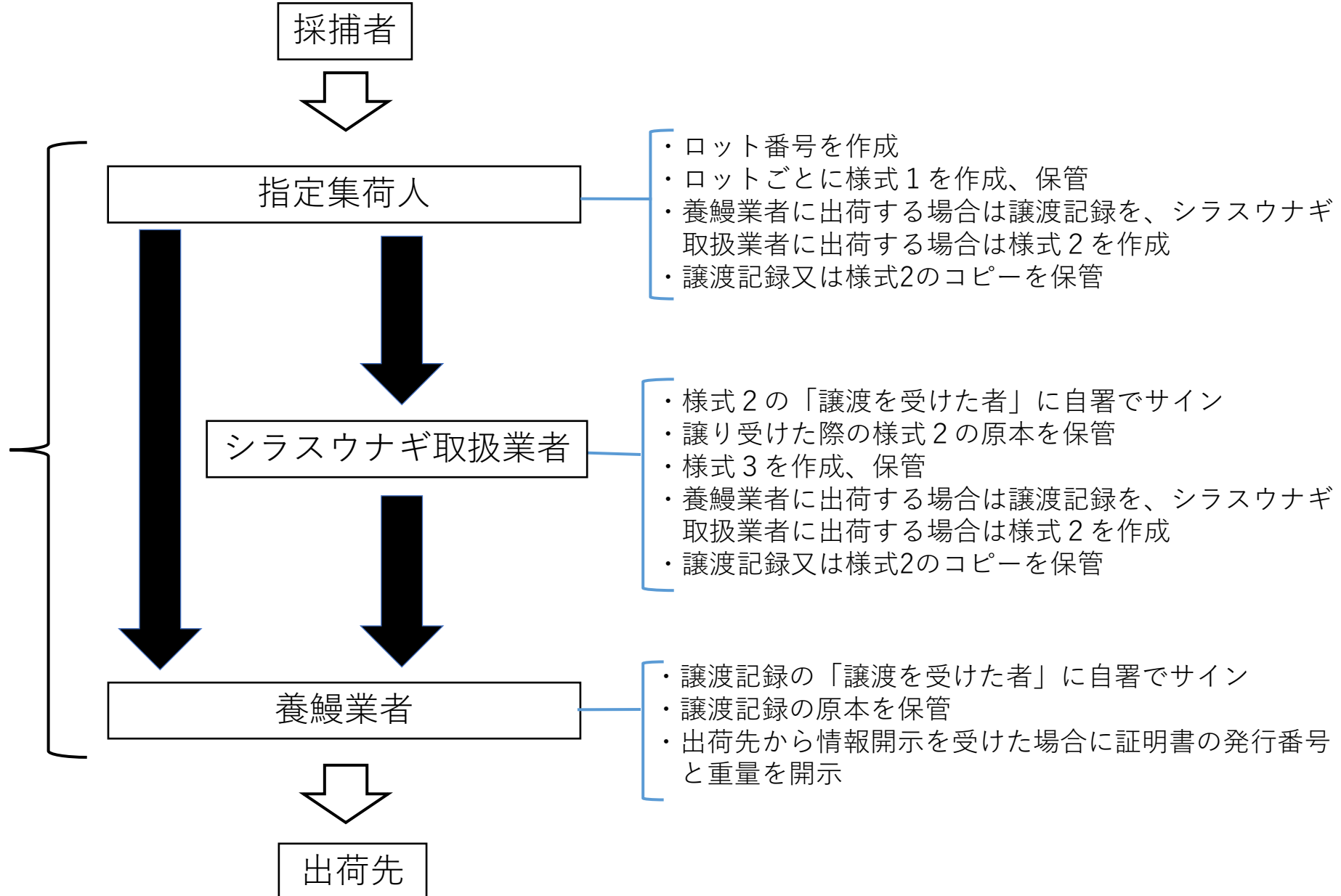
(3) 今後の課題

- ロット管理のあり方を利害関係者でコンセンサスを得ることが重要である。個々の採捕者が採捕したシラスウナギの量を特定することを目的とするか、特定地域毎にシラスウナギの量を特定することを目的とするかにより、記録作成の負担が変わってくる。
- シラスウナギの数量把握は、地区・流通段階によって尾数把握か重量把握か異なり、また重量把握では所謂「水切り」と呼ばれる計量方法によって誤差が生じる。正確な数量把握の点でいえば尾数管理に統一することが望ましいが計数作業の負担が大きくなる。誤差をどの程度容認するか議論も必要である。
- 譲渡証明の記録をシステムに含めているが、証明書の偽造防止策については検討していない。システム運用の課題ともいえ、利害関係者での合意に基づき履歴の明らかなものは流通できない方策を考える必要がある。
- シラスウナギの流通実態上、ロット混合が生じることは避けられない。混合される度に内訳がわかる形でロット管理できるが、記載量が膨大になる。これを解決する方法として「マスバランス方式」の導入を検討していくことを提案したい。今後議論していく余地がある。
- トレーサビリティシステムの導入により記録作成の負担増は免れず、事業者の理解が必要である。適切にシステムを運用するための教育・訓練が必要であり、記録作成の負担軽減、記録の検証を実施できる ICT 技術の導入を検討することが望ましい。

(了)

R3 愛知県の取組イメージ

トレサ
の範囲



R3 高知県の取組イメージ

R3は高知県全体で
2,501名

トレサ
の範囲

採捕者

現場責任者

指定集荷人

相対
取引

流通センター

養鰻事業者

出荷先

東部、中部、西部を
代表して3名が協力

地域を代表する指定集荷人3名、
流通センター、全ての養鰻生産者
が検証に協力

- ・ロット番号を作成
- ・現場責任者の1集荷当たりの日付けや重量を記録
- ・ロットごとに様式1を作成、保管
- ・流通センターや養鰻業者に出荷する際に様式2を作成
- ・様式2のコピーを保管

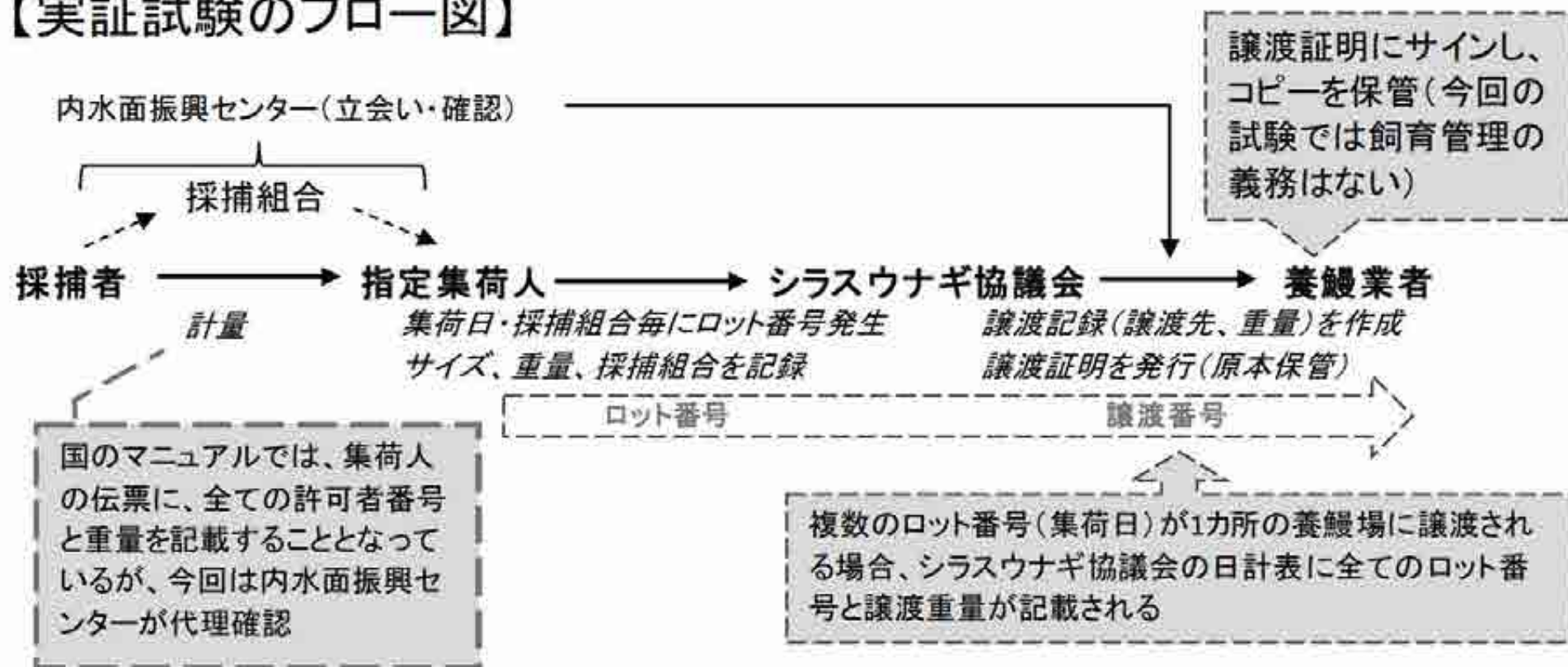
- ・様式2の「譲渡を受けた者」に自署でサイン
- ・譲り受けた際の様式2の原本を保管
- ・様式3を作成、保管
- ・養鰻業者に出荷する際に様式2を作成、印を付いて郵送
- ・郵送した様式2のコピーを保管

- ・様式2の原本を保管
- ・出荷先から情報開示を受けた場合にロット番号と重量を開示

県内全ての養鰻
事業者が協力

R3 宮崎県の取組イメージ

【実証試験のフロー図】



シラスウナギトレーサビリティシステム 実証試験説明資料

1

1. シラスウナギトレーサビリティシステム構築の目的

背景

- ✓ 採捕者の過少報告や無許可の密漁等により、水産庁が推定したシラスウナギ国内採捕量（池入れ数量－輸入数量）と都府県に報告されたシラスウナギ採捕量の差異が生じており、不透明な流通実態が指摘されている。



シラスウナギの流通を透明化し、ウナギ資源の適正管理、持続的な養鰻業に資する

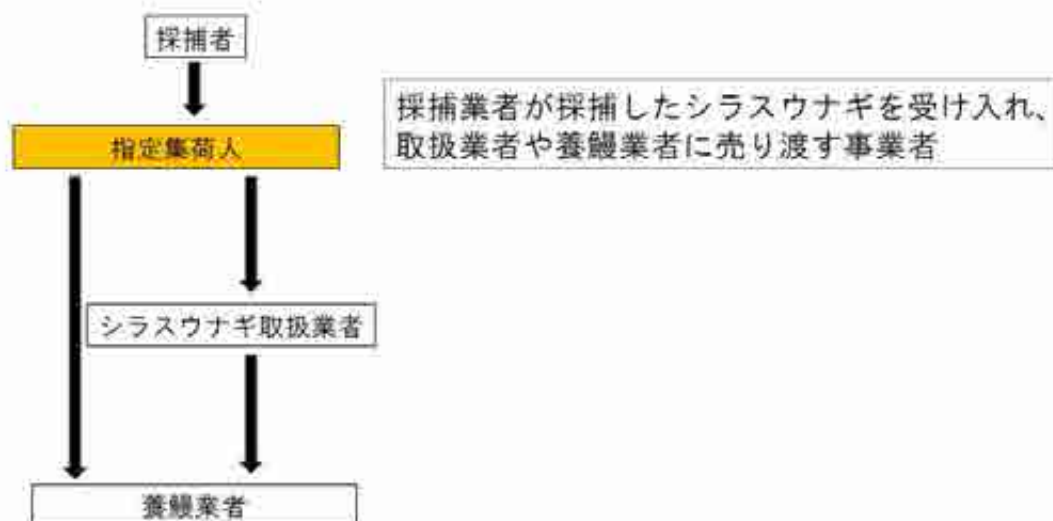
2

2. トレーサビリティシステム構築の基本方針

- 真摯に取り組む事業者が自己の取り扱うシラスウナギが社会的な不正流通の批判を受けることがないようにするためのもの
 - 適正に事業を行う者が自己を守る
- 外部からの要求や不正流通の指摘を受けた場合に検証可能
 - 不正防止の証明
- ◆ 各段階で実施する手順は一步前の業者からシラスウナギの譲渡を受ける際に行うべき作業と一步後の業者へ譲渡する際に行うべき作業を明確化する（ワンステップバック、ワンステップフォワード）
- ◆ 各段階での情報をチェーントレーサビリティとして、遡及可能とするための手法を定める

3

1. 採捕者が漁獲したシラスウナギを集荷する集荷業者がなすべき事項



4



1 採捕従事者が採捕したシラスウナギを専用の容器に移す



2 傷み、折れ、死がないかのチェック



3 シラスウナギの計量

5



4 集荷日、数量ごとに入れ物を分けて畜養

1-1)

シラスウナギを受入れる毎に**シラスウナギ集荷記録(様式1-1)**に集荷日、採捕者許可番号、サイズ、重量を記録し、保管する。

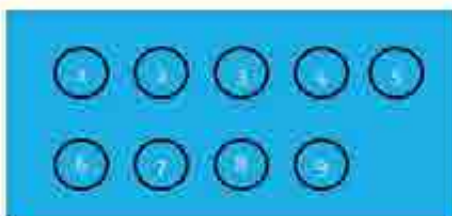
例

1・2・3 2020年12月26日に集荷

4・5 2021年1月10日に集荷

6・7・8 2021年1月12日に集荷

9 2021年1月20日に集荷



6

789

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 _____

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年1月12日	TK02145	5000P	0.5
	TK02133	5000P	0.2
	TK0212	5000P	0.4
	TK02131	5000P	0.3
	TK0222	5000P	0.1

9

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 _____

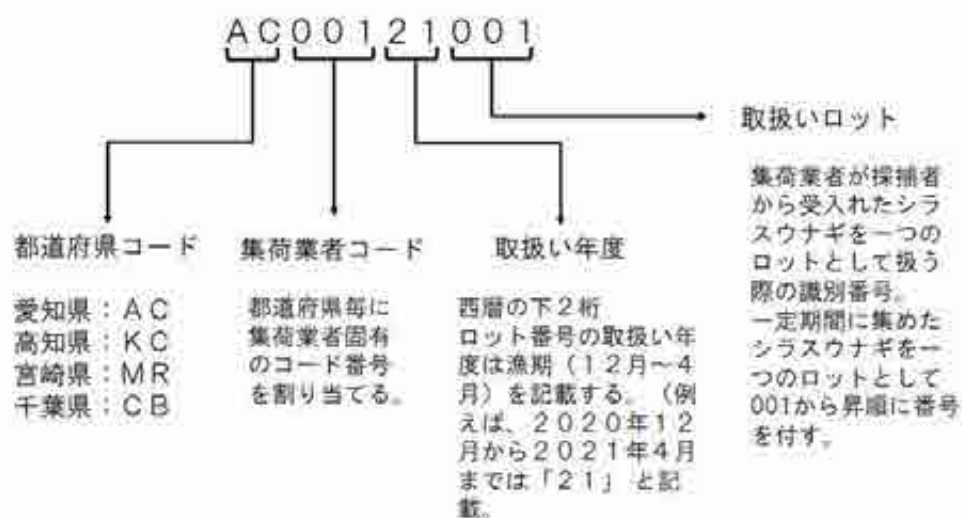
集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年1月20日	TK02114	5000P	0.3
	TK02123	5000P	0.1
	TK02151	5000P	0.2
	TK02131	5000P	0.4
	TK02104	5000P	0.2
	TK02135	5000P	0.3

10

- 1-2) 取り扱うロットを一定のルールに則って決める（例：7日間毎に集めたものを1ロットとする、一定期間に集荷したシラスウナギをサイズ毎に分けてそれぞれのサイズを1ロットとするなど）
- 1-3) ロットが決定したときに別添資料1（ロット番号の作成ルール）に従って、ロット番号を作成し、様式1-1の“ロット番号”欄に記載する。また、記録様式の最下段にロット番号を作成した日、当該ロットのシラスウナギの平均サイズ、総重量を記載する。

11

ロット番号の作成ルール



12

例一 1 同じ集荷日のものを
1 ロットとして扱う場合

(様式1-1)

シラスウナギ集荷記録

ロット番号 **AC00121001**

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年12月26日	TK02142	5000P	0.3
	TK02101	5000P	0.1
	TK02115	5000P	1
	TK02131	5000P	0.4
	TK02101	5000P	0.2
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2020年12月26日		5000P	2.0

13

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 **AC00121002**

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2021年1月10日	TK02151	5000P	0.3
	TK02121	5000P	0.5
	TK02114	5000P	1.5
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2021年1月11日		5000P	2.3

14

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 **AC00121003**

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年1月12日	TK02145	5000P	0.5
	TK02133	5000P	0.2
	TK0212	5000P	0.4
	TK02131	5000P	0.3
	TK0222	5000P	0.1
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2020年1月12日		5000P	1.5

15

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 **AC00121004**

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年1月20日	TK02114	5000P	0.3
	TK02123	5000P	0.1
	TK02151	5000P	0.2
	TK02131	5000P	0.4
	TK02104	5000P	0.2
	TK02135	5000P	0.3
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2021年1月21日		5000P	1.5

16

例ー2 1週間の集荷分を1ロット
として扱う場合

(様式1ー1)

シラスウナギ集荷記録

ロット番号 **AC00121001**

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年12月26日	TK02142	5000P	0.3
	TK02101	5000P	0.1
	TK02115	5000P	1
	TK02131	5000P	0.4
	TK02101	5000P	0.2
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2020年12月26日		5000P	2.0

17

シラスウナギ集荷記録

(様式1ー1)

ロット番号 **AC00121002**

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2021年1月10日	TK02151	5000P	0.3
	TK02121	5000P	0.5
	TK02114	5000P	1.5
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2021年1月17日		5000P	2.3

18

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 AC00121002

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年1月12日	TK02145	5000P	0.5
	TK02133	5000P	0.2
	TK0212	5000P	0.4
	TK02131	5000P	0.3
	TK0222	5000P	0.1
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2020年1月17日		5000P	1.5

19

シラスウナギ集荷記録

(様式1-1)

ロット番号 AC00121003

集荷日	採捕者許可番号	サイズ	重量 (kg)
2020年1月20日	TK02114	5000P	0.3
	TK02123	5000P	0.1
	TK02151	5000P	0.2
	TK02131	5000P	0.4
	TK02104	5000P	0.2
	TK02135	5000P	0.3
ロット番号作成日		サイズ	総重量 (kg)
2021年1月21日		5000P	1.5

20

1-4) シラスウナギの譲渡（養鰻場、別のシラスウナギ取扱者）

集荷したシラスウナギを譲渡するときにはシラスウナギ譲渡記録（様式1-2）を作成し、シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載した譲渡証明書（様式2）を発行して、譲渡先へ交付する。

受領者は受領証欄に氏名を自署し、譲渡証明書の原本を譲渡元へ返却する。

受領者から返却された譲渡証明書の原本は譲渡元で保管する。

受領者は譲渡証明書の複写を保管する。



6 水と最大約2kgのシラスウナギを入れた袋を酸素詰め



7 最大4kgのシラスウナギを箱詰め

21

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのコード番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121001	2.0
譲渡番号: 021227	
シラスウナギの譲渡先: 〇〇養鰻場	

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのコード番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121002	2.0
譲渡番号: 030114	
シラスウナギの譲渡先: △△株式会社	

※ 譲渡証明書の譲渡番号は発行日をコード化して記載する。
 （例：令和2年12月6日に発行したものは“021206”と記載する）

22

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121001	20
譲渡番号: 021227-1	
シラスウナギの譲渡先: ○○養殖場	

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121002	20
譲渡番号: 021227-2	
シラスウナギの譲渡先: △▼ 有限会社	

※ 同日に複数の譲渡先へ証明書を発行する場合は発行番号に枝番を付して記載する。
 (例: 令和2年12月6日に3箇所に発行したものは“021206-1”、“021206-2”、“021206-3”と記載する)。

23

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121001	15
譲渡番号: 021227	
シラスウナギの譲渡先: ○○養殖場	

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121001	15
AC00121002	23
AC00121003	07
譲渡番号: 030115	
シラスウナギの譲渡先: △▼ 有限会社	

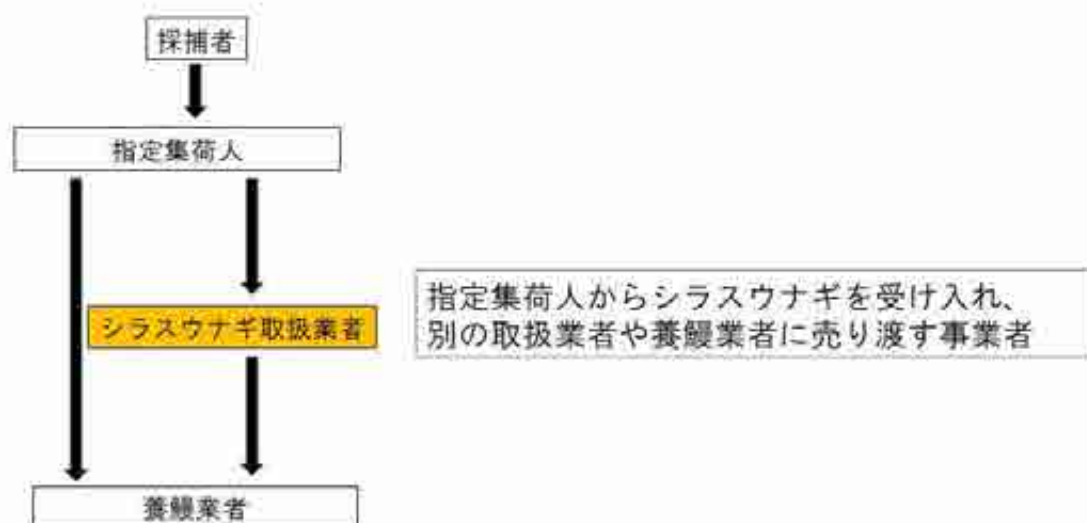
※ 複数のロット番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは、譲渡したシラスウナギの全てのロット番号、譲渡重量を記載する。
 ※ 一つのロット番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。

24

[illegible]

25

2. 集荷業者からシラスウナギの譲渡を受けた取扱業者がなすべき事項

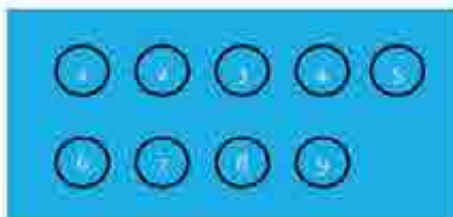


26



2-1)

シラスウナギを受入れる毎にシラスウナギ取扱記録(様式3-1)に譲渡証明書の譲渡番号、サイズ、重量を記録し、保管する。



例

1・2・3 2020年12月26日に受領

4・5 2021年1月10日に受領

6・7・8 2021年1月12日に受領

9 2021年1月20日に受領

27

シラスウナギ取扱記録

(様式3-1)

※ シラスウナギ取扱記録(様式3-1)は受け入れの都度記録する。

譲渡を行った譲渡者の譲渡番号	サイズ	重量(kg)
021227	5000P	20
030114	5000P	20
030127	5000P	17
030201	5000P	32

28

2-2) シラスウナギの譲渡（養鰻場、別のシラスウナギ取扱者）

シラスウナギを譲渡するときにはシラスウナギ譲渡記録（様式3-2）を作成し、シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載した譲渡証明書（様式2）を発行して、譲渡先へ交付する。

受領者は受領証欄に氏名を自署し、譲渡証明書の原本を譲渡元へ返却する。

受領者から返却された譲渡証明書の原本は譲渡元で保管する。

受領者は譲渡証明書の複写を保管する。



6 水と最大約2kgのシラスウナギを入れた袋を酸素詰め



7 最大4kgのシラスウナギを箱詰め

29

（様式3-2）

シラスウナギ譲渡記録

譲渡されたシラスウナギの譲渡番号	譲渡した重量 (kg)
021227	20
030127	10
譲渡番号: 030203	
シラスウナギの譲渡元: OO養鰻場	

※ 譲渡証明書の譲渡番号は発行日をコード化して記載する。
（例：令和2年12月6日に発行したものは“021206”と記載する）

※ 同日に複数の譲渡先へ証明書を発行する場合は発行番号に枝番を付して記載する。

（例：令和2年12月6日に3箇所に発行したものは“021206-1”、“021206-2”、“021206-3”と記載する）。

※ 複数の譲渡番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全ての譲渡番号、譲渡重量を記載する。

※ 一つの譲渡番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。

30

(様式1)

シラスウナギ譲渡証明書

1. 譲渡番号: 030203

2. 譲渡した者の氏名: ○○ ▼男

3. 譲渡したシラスウナギの個体: 2.0 単位: 尾

譲渡を受けた者の氏名: ○○ ▼男

シラスウナギの調達記録

調達したシラスウナギの個体: 2.0

調達した者の氏名: ○○ ▼男

31

3. 養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者が なすべき事項

養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) シラスウナギの受入れにあたっては、購入先から発行される譲渡証明書（様式2）を受領し、重量を確認の上、“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写し保管する。
- 2) 譲渡証明書正本は譲渡先へ送付する。
- 3) 種苗導入記録、飼育管理記録、分養記録などGAPで求められる養殖場での遡及可能な記録の作成に務める。（内部トレーサビリティの確保）
- 4) 養殖ウナギの出荷先からシラスウナギの調達に関する情報を求められた場合には、適切な方法で開示するものとする。開示の方法は生産者が協議して定めるものとする。

32